型年金規約で定める期間（以下「特定期間」という。）を経過してもなお当該企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、企業型記録関連運営管理機関等は、当該指定運用方法に当該企業型年金加入者の未指図個人別管理資産（個人別管理資産のうち、特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間（以下「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図が行われていないものをいう。）の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨を当該企業型年金加入者に通知しなければならないこととした。（第二五条の二第一項関係）

(7) (6)の通知を受けた企業型年金加入者が猶予期間を経過してもなお運用の指図を行わないときは、企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者が指定運用方法を選択し、かつ指定運用方法に当該企業型年金加入者の未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなすこととした。（第二五条の二第二項関係）

(8) 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得なければならないものとし、当該同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けない場合は、当該除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができることとした。（第二六条第一項及び第二項関係）

7　企業年金連合会の業務に関する事項

企業年金連合会は、事業主からの委託を受け、企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を行うことができることとした。（第四八条の三関係）

8　国民年金基金連合会が行う業務に関する事項

国民年金基金連合会は、確定拠出年金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができることとした。（第七九条関係）

二　確定給付企業年金法の一部改正関係

確定給付企業年金を実施する事業所に使用される加入者が、当該事業所の合併等により、確定給付企業年金の加入者たる資格を喪失した場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、当該同意を得た者に係る積立金について、独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換を申し出ることができることとした。（第八二条の四関係）

三　中小企業退職金共済法の一部改正関係

共済契約者が合併等をした場合であって、退職金共済契約が解除された被共済者を加入者等とする確定給付企業年金又は企業型年金を実施するときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構は、当該被共済者の同意を得て、確定給付企業年金又は企業型年金へ解約手当金に相当する額の移換を行うことができることとした。（第三一条の四関係）

四　国民年金法の一部改正関係

1　国民年金基金連合会が行う業務に関する事項

国民年金基金連合会は、国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができることとした。（第一三七条の一五第二項関係）

2　国民年金基金の合併及び分割に関する事項

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、代議員の三分の二以上の議決を経て、合併又は分割を行うことができることとした。（第一三七条の三～第一三七条の三の一五関係）

五　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて所要の必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

2　経過措置

(一) 運用の方法の選定及び提示等に関する経過措置

4の(三)に定める日前に納付された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金並びに個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例によることとした。（附則第四条第二項関係）

(二) 運用の方法の上限に関する経過措置

4の(三)に定める日から起算して五年を超えない期間内において、4の(三)に掲げる事項の施行の際に提示運用方法の数が政令で定める数を超えている場合における一の6の(二)の(1)の適用については、提示運用方法の上限として政令で定める数を、当該事項の施行の際現に企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に提示している運用の方法の数とすることとした。（附則第四条第三項関係）

(三) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3　関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日

この法律は、平成二九年一月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

(一) 2の(三)（一部の事項に限る。）　公布の日

(二) 一の7　平成二八年七月一日

(三) 一の3　平成三〇年一月一日

(四) 一の1、一の2、一の5、一の6、二の1及び三　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

◇平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（法律第六七号）（内閣府本府）

1　差押えの禁止等

(一) 平成二八年熊本地震災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一項関係）

(二) 平成二八年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第二項関係）

2　この法律において「平成二十八年熊本地震災害関連義援金」とは、平成二八年熊本地震による災害の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉するなどのため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととした。（第三項関係）

3　施行期日等

(一) この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成二八年熊本地震災害関連義援金についても適用することとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

(二) この法律は、公布の日から施行することとした。

◇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（法律第六八号）（法務省・文部科学省）

1　前文

次の前文を置くこととした。

「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。